自由法曹団埼玉支部通信

第36号

発行元　自由法曹団埼玉支部
発　行　2019年4月
連絡先　〒350-0062
川越市元町2-4-11
川越法律事務所
電話049-225-2254
上田　月子

CONTENTS

9条俳句掲載への道程　埼玉中央法律事務所　石川　智士 …… 1～3
福島第一原発事故　さいたま訴訟について
みさと法律事務所　松浦麻里沙 …… 4
福島原発事故について国の責任、東電の過失責任を問うことの意義
弁護士法人けやき総合法律事務所　南雲　芳夫 …… 5～7
埼玉アスベスト弁護団報告　埼玉総合法律事務所　竹内　正和 …… 8～9
埼玉弁護士会熊谷支部パレードのご報告
弁護士法人けやき総合法律事務所　白石加代子 …… 10
埼玉弁護士会越谷支部パレードのご報告
埼玉東部法律事務所　小木　出 …… 11
川越支部パレード参加報告　大久保賢一法律事務所　村山　志穂 …… 12
9条改憲にかかわる弁護士の取組
埼玉中央法律事務所　松苗　弘幸 …… 13～14
弁護士として働き始めて　弁護士法人高砂法律事務所　山口祐一朗 …… 15
自己紹介と近況のご報告　埼玉中央法律事務所　鍋島　知明 …… 16
自衛官情報漏えいえん罪国賠訴訟事件
埼玉総合法律事務所　伊須慎一郎 …… 17～18
警察における訓練中の制裁行為による死亡事件
埼玉総合法律事務所　古城　英俊 …… 19～20
選挙供託金違憲訴訟～5月24日判決です～
埼玉総合法律事務所　鴨田　譲 …… 21～22
ハンセン病家族訴訟～結審・そして判決へ～
弁護士法人川越法律事務所　田村有規奈 …… 23～24
入管法改正と外国人労働者受入れ政策について
弁護士法人川越法律事務所　樋川　雅一 …… 25～26
給費制問題の現状　弁護士法人川越法律事務所　上田　月子 …… 27～28

九条俳句掲載への道程

埼玉中央法律事務所　弁護士　石川　智士

1　九条俳句事件

さいたま市立三橋公民館は、3年8月にわたり、同公民館で活動する俳句サークルが選出した1句を公民館だよりに掲載してきた。しかし、平成26年6月に選出された「梅雨空に　『九条守れ』の　女性デモ」はたよりに掲載しなかった。さいたま市は不掲載の理由につき、「公民館だよりは…公共施設である公民館が責任を持って編集・発行している刊行物でありますので、公平・中立であるべきとの観点から、掲載することは好ましくないと判断した」などと説明してきた。

「中立、公平、公正」がマジックワードとして誤用され、市民の自由な活動が不当に侵害された典型といえる。

2　当事者の気概

公民館職員から不掲載の連絡を受けた句会代表代行、俳句作者は、ともに連絡を受けたその場で職員に抗議した。九条俳句事件は、戦争体験を持つ女性たちの現場における毅然とした対応が原点となった。しなやかな気骨ある態度は、一貫して揺るがなかった。支援の輪が広がったのは、当事者の魅力によるところも大きい。

3　マスコミ報道、市民運動、有識者による支援

俳句作者から相談を受けた長女は、東京新聞にメール投稿した。一公民館での小さな事件に感度の高い記者が反応し、集団的自衛権行使容認の閣議決定直前という世相も反映し、全国的なニュースとなった。

これを知ったさいたま市民有志は、平成26年7月上旬に市生涯学習センターへ申入れをし、下旬に参加者120名の市民集会を開催するなど、迅速に運動を開始した。

これに呼応するように、事件直後から、社会教育研究者を中心とする有識者からの支援も得られ、話し合いによる民主的な現場解決を志向する市民運動が継続された。

4　提訴

しかし、市は一向に現場解決に向けた前向きな姿勢を取らなかった。

不掲載から1年の平成27年6月25日、逡巡の末俳句作者は原告となり、さいたま市を被告とし、俳句の掲載と損害賠償を求める九条俳句不掲載損害賠償等請求事件を、さいたま地方裁判所に提訴した。自由法曹団員を中心に埼玉弁護士会所属弁護士へ広く呼びかけ、総勢28名の原告弁護団が結成された。

5　四位一体の連携

提訴にあたり、市民有志は「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！実行委員会（通称九条俳句市民応援団）を結成した。市民応援団は、ホームページを開設して原被告の準備書面や判決等を公開し、毎回の口頭弁論期日後やターニングポイントごとに集会を開き、市民に開かれた運動を展開した。会員は全国で1100名以上

に達し、法廷は常に満席となった。

研究者からも全面的なご支援をいただいた。日本社会教育学会では、九条俳句事件のプロジェクト研究が始動し、同学会、日本公民館学会、社会教育推進全国協議会、社会教育・生涯学習研究所を母体とする「『学習の自由と公民館』に関する教育研究団体等連絡会議」も発足した。諸学会で弁護団員が事件報告の機会を得、議論を深化していただいた。

社会教育研究者は、弁護団会議にも積極的にご参加くださり、社会教育や公民館に関する原告主張を支えてくださった。裁判所には、堀尾輝久、姉崎洋一、長澤成次、右崎正博各名誉教授の意見書と、佐藤一子、安藤聡彦両（名誉）教授の陳述書を提出し、佐藤名誉教授には、公民館の理論と実態について法廷で補佐人意見陳述をいただいた。

弁護団は、各集会等で市民や有識者と闊達な意見交換をさせていただくことにより、裁判所に伝えるべき主張を何とか形にしていった。各準備書面は弁論期日でパワーポイントを用い概要を陳述した。

九条俳句事件は、俳句作者を中心として、市民応援団、研究者、弁護団が、四位一体となって形にしてきたものである（佐藤一子他編『九条俳句訴訟と公民館の自由』）。

6　判決

平成29年10月13日にさいたま地裁判決が、平成30年5月18日に東京高裁判決が下された。いずれも掲載請求を棄却し、低額の賠償のみ認める結論であったが、弁護団は、主に2つの点から東京高裁判決を画期的なものと考え、高く評価している。

1つは、公民館の「中立、公平、公正」が、市民の自由な活動を制限する根拠とならないとしたことである。

「ある事柄に関して意見の対立があることを理由に、公民館がその事柄に関する意見を含む住民の学習成果をすべて本件たよりの掲載から排除することは、そのような意見を含まない他の住民の学習成果の発表行為と比較して不公正な取扱いとして許されない」とし、正当な「公正」概念を取り戻す判示がなされた。

2つは、日本の裁判史上初めて憲法上の基本的人権として「大人の学習権」を明記し、公的な場としての公民館の性質を論じ、職員の住民に対する義務を明らかにしたことである。

高裁判決は、平和で民主的な日本を実現すべく、終戦直後に「民主主義の実修所」（文部次官通牒）として構想され、住民の自己教育相互学習＝社会教育のための施設として社会教育法で根拠づけられた、公民館の性質を、正当に評価した。そのうえで、「公民館の職員が、住民の公民館の利用を通じた社会教育活動の一環としてなされた学習成果の発表行為につき、その思想、信条を理由に他の住民と比較して不公正な取扱いをしたときは、その学習成果を発表した住民の思想の自由、表現の自由が憲法上保障された基本的人権であり、最大限尊重されるべきものであることからすると、当該住民の人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となる」とした。この論理を実質的に支えたのは、旭川学テ事件を引用し憲法26条に基づき保障されるとされた「大人の学習権」であったと考えられよう。

7　最高裁決定、そして掲載

平成30年12月20日、最高裁は、原被告双方の上告を棄却し上告を受理しない旨の決定を下し、東京高裁判決が確定した。

決定書を弁護団が受領したのは、市民応援団が、2万筆を超える署名を携え、市に俳句掲載を求める5･7･5運動（俳句･川柳によるアピール）を行っている最中であった。

市は、控訴・上告の際とは態度を一変し、決定後早々に①俳句掲載、②作者への謝罪、③公民館だよりの編集委員会への住民参加の検討を含む社会教育行政の取り組み、を表明した。平成31年1月31日、三橋公民館においてさいた

ま市教育長が俳句作者へ謝罪し、同年２月１日、三橋公民館だよりへの九条俳句掲載が実現した。

8　大人の学習、憲法 12 条

地裁判決以降、日本ペンクラブのシンポジウムや、鎌田慧氏など文筆家やメディア関係者等 80 名以上が名を連ねた「『九条俳句』表現者声明」が出されるなど、有識者の支援の輪が広まっていた。埼玉弁護士会も、人権救済申立てに対し俳句掲載を求める勧告を出した。

市の違法を確定させた最高裁決定と、以上の動きとが相俟って、訴訟手続では困難だった俳句掲載と謝罪を勝ち取ることができた。市民応援団の積極的な運動を中心とする四位一体での行動がその土台を作ったのだとすれば、歓びは計り知れない。

事件の結果や弁護団の方針等については、是非とも忌憚のないご意見をいただきたいし、さいたま市の今後にも注視していかなければならない。

それとは別に、暗中模索の中、各々の立場の人々が俳句作者の権利救済と健全な民主主義を求め、闊達に議論を行い相互に学習を深めながら、不断の努力を行おうとしてきた過程については、誰に何を言われようとも誇りに感じたいと思う。

平成 31 年 2 月 1 日発行　　三橋公民館だより　　No.462

2 月の休館日

2 月 4 日（月）

平成 31 年 5 月分の利用予約

公民館抽選予約　2 月　1 日（金）～14 日（木）

抽選結果発表　　2 月 15 日（金）

登録館優先予約　2 月 17 日（日）～28 日（木）

絵手紙ろの会

自然を楽しく満喫！さいたマーチ　～見沼ツーデーウオーク～

見沼田んぼ周辺の豊かな自然の中を歩く２日間のイベントです。芽吹き始める草木や、日本一の桜回廊を楽しみながら、春の訪れを感じてみませんか？

ゴール会場では、食のイベント「さいたまるしぇ」を同時開催します。ウオーキングで汗を流した後は、さいたまグルメをご堪能ください！

開催日時　平成３１年３月３０日（土）・３１日（日）　８時～１６時

スタート・ゴール　さいたま新都心公園（さいたま新都心駅東口から徒歩８分）

コース　１日目：見沼代用水と芝川満喫ルート　２日目：大宮公園と人形のまち岩槻ルート

※両日とも５・１０・１５・２０・３０㎞の５コース

参加対象　年齢・性別問わず健康な人。

（小学生以下は保護者または引率者、介助が必要な方は介助者の同伴が必要）

参加費　事前申し込み（２月２８日まで）：大人１，５００円　小・中・高校生５００円

当日申込み：大人２，０００円　小・中・高校生１，０００円

※　未就学児は無料

※　申込方法など詳細につきましては、下記へお問い合わせいただくか、ホームページをご参照ください。

さいたマーチエントリー事務局／電話 (0120)711-951　FAX (048)647-0116

ホームページ http://saitamarch.jp/

応募用紙の配布

各区情報公開コーナー、市内公共施設（公民館等）、（公社）さいたま観光国際協会（大宮駅西口・JACK 大宮３F）などで配布中。ホームページからもダウンロードできます。

［市民税・県民税の出張申告について］

市民税・県民税の出張申告の受付が三橋公民館で行われます。混雑が予想されるため、車でのご来館はご遠慮ください。三橋公民館以外の会場や必要なものについては市報２月号等をご覧ください。

【日時】平成３１年3月1日（金）　９：３０～１５：００　　**【場所】**三橋公民館　レクホール

【問合せ先】大宮区役所 課税課 市民税係　TEL０４８－６４６－３０４０　FAX０４８－６４６－３１６４

［九条俳句不掲載損害賠償等請求事件について］

本紙平成２６年７月号に、俳句一句を掲載しないとした事に関しての九条俳句不掲載損害賠償等請求事件につきましては、平成３０年１２月２０日の最高裁判所の棄却決定等により、第二審である東京高等裁判所の判決が確定しました。

判決では、作者は本件俳句の掲載請求権を有していないとした一方、掲載しないことは、作者の思想、信条を理由とする不公正な取扱いであり、人格的利益を違法に侵害したとし、市に対し損害賠償金５，０００円の支払いを命じました。

この判決を真摯に受け止め、今後は、このような事態が生じないよう努めてまいりますとともに、より一層の生涯学習の振興と、公民館における学習活動の充実を図ってまいります。ご理解、ご支援いただきますようお願いいたします。

【三橋俳句会】　　梅雨空に　「九条守れ」の　女性デモ

福島第一原発事故　さいたま訴訟について

みさと法律事務所　弁護士　**松浦　麻里沙**

1　福島第一原発事故の発生により福島県内から埼玉県内へ避難した方を中心として、現在、29 世帯 96 名の方がさいたま地裁での損害賠償請求訴訟の原告となっています。

被告は国と東京電力であり、請求金額は合計 11 億円です。請求金額には、慰謝料の他、不動産賠償を求めている原告もいます。

2　さいたま地裁への最初の提訴は 2014 年 3 月 10 日です。6 世帯 23 名の方が訴訟提起の決断をし、声を上げてくださいました。その後、2015 年 1 月 19 日、8 月 25 日、2016 年 12 月 13 日と追加提訴し、現在は 4 つの事件が併合して審議されています。

次回 4 月 24 日は第 25 回の口頭弁論期日となります。原告側は、昨年末から陳述書の作成・提出を進めており、次回期日には全世帯分の陳述書を提出する予定です。また、精神的苦痛に対する慰謝料の評価について、専門家による意見書の作成を進めています。

昨年 5 月には、原告らの避難前住居等の検証を求める検証申立も行っています。国と東京電力が猛反発をしていますが、裁判官に直接現実を確かめてもらうために、実現を目指しています。

3　さいたま地裁の訴訟では、市民の方が福彩支援の会という名の支援団体を結成してくれました。毎期日での傍聴の呼びかけと報告集会、原告の方たちとの交流会を企画していただいています。そのおかけで、毎回 30 名以上の方が傍聴に来てくださいます。

また、原発事故の記憶の風化を防ぎ、福彩支援の会の会員を募集するために、毎年 1 回、映画上映会等を実施しています。今年は、2 月 17 日に、社会学者の除本理史先生、フリーライターの伊藤千亜氏を招いて、シンポジウムを行いました。会場が満員になるほど多くの方にお越しいただきました。事故から 8 年が経った現在でも残る問題点や新たに発生している問題点、そして今も続く当事者の苦しみについて、多くの市民の方と一緒に考えることができました。

福彩支援の会では、公正な判決を求める署名活動も実施しています。署名は既に 7000 筆を超えていますが、1 万筆を目指して今も活動中です。次の URL から署名用紙がダウンロードできますので、是非ご協力ください。

⇒　http://fukusaishien.com/archives/549

福島原発事故について国の責任、東電の過失責任を問うことの意義

弁護士法人けやき総合法律事務所　弁護士　南雲　芳夫

1　福島原発事故被害者の要求

福島原発事故被害について、各地で被害者が裁判に立ちあがっている。被害者の要求は、以下の３点に代表される。すなわち、

第１に、生活、なりわい、それらの基盤としての地域の原状の回復の要求である。

「元の生活、元の仕事、元の地域、元のふるさとを返せ」という叫びである。全域が帰還困難区域に指定され、住民の約半数が原告となっている「ふるさとを返せ　津島原発訴訟」（福島地裁郡山支部）や、私が関与する「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故訴訟（福島地裁）の取り組みなどが典型である。

第２に、加害責任の重大性を踏まえた被害に見合った賠償による被害救済の要求である。避難先の各地で闘われている損害賠償請求訴訟がこの例である。

第3、（福島原発事故訴訟の射程を超えるが・・）「二度と原発事故をおこすな！全ての原子炉をすみやかに廃炉とせよ！」

という要求である（生業訴訟：訴状の「はじめに」「本件訴訟において原告らが司法にもとめるもの」）。

2　原賠法の賠償枠組みは被害者の要求に応えるか？

原発事故に基づく損害賠償請求については、原賠法が制定されており、これに基づいて政府の原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）が中間指針等を策定して、簡易・迅速な賠償の基準を提示している。しかし、原賠法の救済の枠組みには以下の限界がある。

①「東電と被害者」の紛争に限定されて、国が当事者としてテーブルに着くことがない。

②（金銭賠償主義の限界）不法行為法の本来の目的は原状回復にあるところ、原状回復の一つの方策である除染についても、汚染対処特措法という国と自治体による一般行政による救済の制度に委ねられ、直接の加害者の東電は蚊帳の外である（原賠法に基づく費用の求償はあるものの）。

③　（加害責任の曖昧化）原賠法の無過失（無限）責任の規定は被害者の立証負担の軽減として被害者保護に資するが、他方で、過失の不問による「被害と加害の構造」の曖昧化の危険がある。

④（原発推進政策のための賠償という性質）原賠法１条の目的は、「被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資すること」とされている。

以上より、原賠法に基づく原発事故被害の救済制度は、被害者の要求の全てに応えるものとは言えない。

3　国の責任を問うことの意義、東電の過失責任を問うことの意義

現在、各地の被害賠償訴訟では、ⅰ）東電に対して一般不法行為（民法 709 条）に基づく請求をするとともに、ⅱ）国の国賠法１条１項の規制権限不行使の違法に基づく責任を追及しているものが多い。

この点について、仮に東電の過失が認められ

ても直ちに賠償額が増加する関係にはない。また、国の責任が認められたとしても、形式上は、賠償額が増える仕組みにはない（国に東電と同じ全部責任を認めた判決：前橋、京都、東京、横浜、松山の各判決。生業判決は国の責任は東電の 1/2）。

そこで、国の責任を明らかにする意義について、十分に検討する必要がある。

その観点は、以下のとおりである。

①被害を生みだす加害の構造を明らかにする

原発事故による被害の実相を踏まえるとともに、「被害と加害の構造」も明らかにして、原発推進政策が構造的に被害を生み出すものであることを問題解決の原点に据える必要がある。

②原賠法の「差額説的な金銭賠償」による解決枠組みから「原状回復の原則」へ（原状回復が被害救済の基本であることの確認をする）。

国と東京電力の過失責任を明らかにすることによって、「生活、なりわい、それらの基盤としての地域の原状の回復」の制度的要求の基礎づけをする必要がある。

特に、地域の原状回復は東電において実現できる課題ではなく、法律上の加害責任を踏まえた国の政策的関与が必須である。

③東電と国の過失責任（非難性）を踏まえた十分な賠償へ

実際の賠償原資が原賠機構法によって国によって負担されていることからすれば、東電は賠償水準を独自に決定する能力がない。そして、中間指針等は国（原賠審）が定めており、賠償水準の見直しには、国の関与が不可欠と考えられる。

④原発推進政策転換の契機に

特に、国の責任を明らかにすることによって、原発政策の転換の梃子にすることが期待される。

4　国の責任を勝ち取るための課題（責任論）の到達点と課題

国の責任を巡る裁判の到達点は以下のとおりである。

①国の規制権限不行使の著しく不合理として国賠違法を認めた判決

2017.3.17　前橋判決（平成 20 年の違法。国賠違法の嚆矢。）
2017.10.10　福島判決（平成 14 年の違法）
2018.3.15　京都判決（平成 18 年の違法）
2018.3.16　東京判決（平成 18 年の違法）

以上は、いずれも地震調査研究推進本部「長期評価」による津波の予見可能性の基礎づけ。ただし、結果回避可能性については判断が別れる。

2019.2.20　横浜判決（貞観地震により平成 21 年の違法。但し、長期評価の信頼性否定。）
2019.3.26　松山判決（平成 14 年の違法）

②津波の予見可能性を認めつつ結果回避可能性で国賠違法を否定

2017.9.22（1 陣）及び 2019.3.14（2 陣）千葉判決（長期評価に基づき平成 18 年に予見可能性肯定。ただし、結果回避可能性で責任否定）

③到達点の評価

国賠違法を認める判決が 6 判決と多いが、ⅰ）違法認定時期が区々にずれていること、ⅱ）結果回避可能性についての認定に振幅が大きいこと、ⅲ）特に横浜判決はそれまで全ての判決で基礎とされた「長期評価」に基づく津波の予見可能性を否定した。横浜判決の判断は、国も「長期評価」の信頼性を最大の争点として国賠訴訟で「統一準備書面」で徹底的に争っており、また、「長期評価」は刑事事件の責任追及の基礎とされていることからしても極めて重大な意味を持つ。ⅳ）そして、千葉地裁の 2 度にわたる不当判決がある。

よって、6 地裁判決によって国の責任について帰趨が決したかのような評価は、横浜判決及び千葉判決の教訓からして誤りである。

④課題

弁護団横断的な集団的な検討の成果を、各地の訴訟で確実に法廷に持ち込み、裁判官を説得しきる対応が求められている。

5　被害に見合った賠償を実現する課題（損害論）の到達点と課題

被害に見合った賠償を実現する課題を巡る裁判上の到達を、大まかに整理すると次のとおりである。

①賠償額の水準について、個々の原告についての被害ではなく、地域に応じた一律損害認定という観点で中間指針の賠償額を含め整理すると次のとおり（子ども、妊婦等の属性による考慮を除外）。

ⅰ）福島生業判決（代表立証）
自主的避難等対象区域で（8 + 16 = 24 万円）一律 16 万円の増額

ⅱ）小高に生きる訴訟判決（被告は東電のみ。代表立証。2018.2.7）
避難指示対象区域と居住制限区域（850 + 300 = 1150 万円）で一律 300 万円の増額

ⅲ）いわき避難者訴訟判決（被告は東電のみ。個別立証。2018.3.22）
帰還困難区域（1450 + 150 = 1600 万円）、避難指示対象区域と居住制限区域（850 + 150 = 1000 万円）で一律 150 万円の増額
緊急時避難準備区域（180 + 70 = 250 万円）の 70 万円の増額

ⅳ）　横浜判決（個別立証）
帰還困難区域（1450 + 50 = 1500 万円）
居住制限区域（850 + 450 = 1300 万円。但し 5 年以上）
避難指示解除準備区域（850 + 350 = 1200 万円。但し 5 年以上）
緊急時避難準備区域（180 + 70 = 250 万円）の 70 万円の増額
一時避難要請区域と屋内退避区域（70 + 80 = 150 万円）の 80 万円の増額
自主的避難等対象区域で（12 + 18 = 30 万円）一律 18 万円の増額

②到達の評価

ⅰ）　区域ごとの（個々人の属性を問わない）一般的な損害認定として、原賠審の中間指針等が定めた一般的な賠償水準に対して、避難指示区域においても、避難指示区域外においてもそれでは足らないという判決の積み重ねがある。

ⅱ）　特に、横浜判決に見られるように、避難指示を解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域については、地域の原状回復が進んでいないことを考慮したのか、帰還困難区域との「格差」を狭める傾向がある。

ⅲ）　他方で、避難指示区域外の住民に対する慰謝料額が、避難者及び滞在者を通じて、避難指示がなされた区域と極端な差があり、実質的な救済には程遠い水準にとどまっている。

③損害論を巡る裁判上の課題

裁判が高裁段階で進展しており、避難指示区域についての一律判断をした小高訴訟判決、いわき避難者訴訟判決（いずれも、被告は東電のみ）の高裁段階での賠償額の上乗せを図る必要がある。

避難指示区域外については、個人別の損害認定では最も高い水準となった東京判決の控訴審での上乗せが重要である。

避難指示区域外の一般的な賠償水準については、生業訴訟の控訴審での時期、区域、金額面での上乗せ、拡大が期待される。

6　慰謝料額のバラツキと救済枠組みの再構築を求める運動上の課題について

各地の裁判が慰謝料請求の形式を取っていることから、裁判所ごとの裁量的判断によって区々に分かれた賠償基準が示される可能性があり、かつ最高裁が慰謝料額について事実認定の問題として統一的な判断を回避する可能性がある。

こうした状況を踏まえると、中間指針等に基づく賠償基準が被害実態に見合ったものとなっていないと判断されていることを踏まえて、国に対して、①裁判上明らかにされた国の国賠法上の責任を前提として、②裁判所が認める慰謝料水準を踏まえ、中間指針等に代わる新しい救済枠組みの構築を求める運動が求められる。

埼玉アスベスト弁護団報告

平成31年3月4日

埼玉総合法律事務所　弁護士　**竹内　和正**

第1　埼玉アスベスト弁護団

1　構成

団長：南雲芳夫、事務局長：竹内和正、事務局次長：増田悠作

弁護団員（ML登録者）：40

（実働：15名程度）

2　取り組み

アスベスト被害の救済と撲滅を目指し、現在、①首都圏アスベスト訴訟（最高裁、東京地裁）、②アスベスト国家賠償請求訴訟（さいたま地裁、さいたま地裁熊谷支部、水戸地裁、東京高裁）、③学校アスベスト訴訟（最高裁）、④エタニットパイプ訴訟（東京高裁）の5つの類型の事件に取り組んでいます。その他、個別のアスベスト相談を随時受け付けています。　http://asbestosaitama.org/#about（ホームページ）

第2　首都圏建設アスベスト訴訟

1　概要

建築作業に従事した結果、石綿関連疾患に罹患した建設作業従事者が、アスベストの危険性を認識していながら、アスベストの使用を規制せず、積極的に使用させ続けた国と、アスベストが含まれた危険な石綿含有建材を製造し続けたメーカー42社に対し、一患者当たり3850万円（弁護士費用含む）の損害賠償を求めている訴訟です。

現在、1陣訴訟は最高裁に係属中（同種の4つの高裁判決が第一小法廷に係属）で、2陣訴訟は東京地方裁判所に係属中であり、今年7月に結審予定です。

国に対する請求は、現在10連勝。ずっと認められてこなかった一人親方問題も、4高裁判決のうち、3高裁で認容判決がだされています。メーカーに対する責任も、4高裁判決のうち、3高裁で認容判決がだされています。

2　課題

訴訟と運動を両輪として、最高裁で完全勝訴判決を獲得し、最高裁判決を梃子に、国とメーカーに被害者基金を創設させ、アスベスト被害に遭ったすべての建設従事者の救済をはかる必要があります。

第3　アスベスト国家賠償請求訴訟

1　概要

2016（平成28）年10月9日、泉南アスベスト訴訟において最高裁は、全国で初めて、工場内での石綿被害について国の責任を認める判決を下しました。そして、国は、この判決を契機に、石綿製造工場に勤務し、石綿被害に遭った元労働者あるいはその遺族に対し、一定の条件を満たした場合に、訴訟手続きを利用することによって賠償金を支払う救済制度を創設しました。

現在、埼玉弁護団では、第11陣訴訟まで提起しており、被災労働者約60名が提訴ないし提訴準備中です（さいたま地裁本庁、熊谷支部、水戸地裁、東京高裁などで係属。現状、7つの事件が同時進行中で、12陣訴訟も提訴予定です）。

2　課題

救済制度を創設されたものの、その周知があ

まりにもされていないのが現状です。このままでは、被災から20年の除斥期間が経過してしまい、救済が受けられない方が続出してしまいます。

弁護団としては、国への働きかけ等を含め被害の掘り起こしを検討しています。

第4　学校アスベスト訴訟

1　概要

埼玉県戸田市公立小学校の教員として勤務していた四條昇さんは、2007（平成19）年5月1日に中皮腫で亡くなりました。「中皮腫」は、アスベストに曝露しなければ罹患しないと考えられている疾病です。

そのため、四條さんのご遺族は、学校建設に使用されていたアスベストが原因で四條さんは亡くなったとして公務災害の認定を請求しましたが、審査請求、再審査請求でも「アスベストがあったことを直接示すような証拠がないから」と請求は認められませんでした。

そこで、弁護団は、2014（平成26）年7月30日、さいたま地方裁判所に、公務外災害認定処分取消訴訟を提起し、2016（平成28）年7月20日、原告勝訴の判決が下されました。

しかし、同判決は、2018（平成30）年8月29日、東京高等裁判所において、不当にも取り消され、逆転敗訴判決がだされています。

2　課題

現在、最高裁（第三小法廷）に係属中です。

第5　エタニットパイプ訴訟

1　概要

石綿セメント管メーカーである旧エタニットパイプ株式会社の元労働者の方が中皮腫となり、2017（平成29）年9月13日、国家賠償請求訴訟の提起準備中に亡くなりました。

そこで、その遺族である妻が、国家賠償請求訴訟を引き継ぎ、国と和解をした上で、2017（平成29）年2月6日、企業に対し、訴訟を提起しました。

2018（平成30）年10月12日に勝訴判決がだされています。

2　課題

現在、東京高裁に控訴されていましたが、2019（平成31）年3月20日、和解により解決しました。

埼玉弁護士会熊谷支部パレードのご報告

けやき総合法律事務所　弁護士　**白石　加代子**

昨年10月2日、埼玉弁護士会臨時総会において、自衛隊を憲法に明記する憲法改正に反対する決議が可決されました。普段であれば代理出席ですませてしまうところですが、臨時総会の出席要請の呼びかけ人に私も名前を連ねていた手前、久しぶりに総会に出席し、一票を投じてきました。大勢の弁護士が集まり、それぞれが平和に対する思いを訴え、意見を交換する。その白熱した様子に、弁護士会は人権擁護団体であり、個別の事件や紛争を解決するだけではなく、戦争による人権侵害が起こることのないよう市民に呼びかけることも弁護士の役割の一つなのだと改めて認識するに至りました。

弁護士会熊谷支部でも、総会決議を受け、弁護士会支部としてパレードをするかどうかの決議を支部例会でとったところ、本会では圧倒的多数で可決したにもかかわらず、かなり議論がされた上で、ぎりぎりの可決となりました。熊谷支部長、副支部長、企画委員長の執行役全員が反対の立場を取ったため、企画委員副委員長であった私が実行委員事務局長になりました。

弁護士会熊谷支部では、安保法制成立時の2015年に一度、平和のパレードを主催したことがあり、140名あまりが参加という成功を収めていましたが、前回と比較して、世間の平和に対する関心度も薄まっている中での開催でしたので、土建、民商、生協病院などの各団体には会員方への声がけを早い時期からお願いしました。声かけの他、ビラの作成、支部会員の出欠確認、道路使用許可の取得、街宣カーの手配など、やるべきことはたくさんありましたが、前回熊谷支部パレードの事務局長であった小屋野匡団員や実行委員の先生方にご協力頂き、結果として170名参加という大成功を収めることができました。

普段は支部例会には来られない先生をパレードでお見かけすると、それだけで好感度が上がり、きっといい先生なのだろうなと思ったり、前回の安保法制成立時のパレードのときの方が世の中では関心があったはずだけれど、大勢の方がパレードに参加し、またパレードの声を聞いて、外に出てきた人達が手を振ってくれたりするのを見ると、これだけの人達が平和に対する関心を持っていて、日本（熊谷）もまだまだ捨てたもんじゃないと、胸があつくなりました。なお、今回のパレードは、コール自体を短く簡単なものにする試みをはかりました。これまでのパレードでの経験から、コールが長かったり、難しかったりすると、大勢でコールをしても、合わすのが難しかったので、例えば、コーラーが「平和憲法を変える憲法改正は反対！」と言えば、コールは「反対！」とだけの短いものにしました。個人的には良かったのではないかと思っています。

パレードが成功し、やりきったという思いでいっぱいですが、これで終わりではなく、これからの活動にも力を入れなくてはならないと思っております。

最後になりましたが、参加して頂いた弁護士の先生方、各団体の方々に厚く御礼申し上げます。

埼玉弁護士会越谷支部パレードのご報告

埼玉東部法律事務所　弁護士　小木　出

2019年3月4日正午から、越谷駅東口にて、埼玉弁護士会主催の自衛隊を憲法に明記する憲法改正案に反対するパレードが執り行われました。パレード当日は､朝からあいにくの雨模様。強風のため、雨が煽られ、傘を差しても濡れてしまう状況。このような最悪のコンディションの中、はたして人が集まるのか不安でしたが、約120名の人達（うち弁護士約40名、うち三毛猫1匹）が集結しました。越谷支部の弁護士も、弁護士会会長経験者のベテランから、新入会員まで、老若男女問わず、顔を揃え、賑やかな雰囲気に包まれました。

埼玉弁護士会では、昨年の10月の臨時総会において、自衛隊を憲法に明記する憲法改正に反対する総会決議が議決されました。この決議を世間にアピールするために、埼玉県内各地でパレードが行われ、その一環として、今回の越谷支部でのパレードが行われたのです。

当日は、埼玉弁護士会の島田浩孝会長らの力強い挨拶があり、雨脚が強まるとともに士気が高まったところで、越谷駅東口駅前ロータリーを出発しました。

河内智子弁護士による安定感抜群のコールをきっかけに、声を揃えてアピールしました。

「平和憲法を守ろう！」
「守ろう！」

「戦争出来る安保法制いらない！」
「いらない！」

「自衛隊を戦争に加担させないぞ！」
「させないぞ！」

「平和憲法を変える憲法改正は反対！」
「反対！」

パレード参加者による悪天候にもひるまない力強いかけ声に、沿道の方々や自動車運転中の方からも大きな注目を浴びる結果となりました。

雨にも負けず、風にも負けず、120名の参加者は、ゴール地点である元荒川の土手まで、無事、到着し、大いにアピールすることができました。三毛猫1匹も、雨に揺れて重たくなった体をゆらしながら、無事ゴールし、声は出さないものの、雨に濡れてよれよれになった「戦争NO」のビラを掲げて、特に沿道の子ども達にアピールすることができました。

人権擁護を使命とする法律家団体である弁護士会が、憲法改正の是非について、積極的に意見を発信していく必要性と、身近なところから地道な活動を続けていく大切さを実感した1日となりました。

川越支部パレード参加報告

大久保賢一法律事務所　弁護士　**村山　志穂**

2019年1月25日、川越支部で行われた、自衛隊明記の憲法改正に反対するパレードに参加してきました。私の所属する大久保法律事務所からは、私と事務局員1名が参加しました。（参加予定だった大久保弁護士ともう1名の事務局メンバーは、残念ながらインフルエンザの病み上がりで行けませんでした。）

川越支部としては歴史上初のパレードということで、しかも、今後引き続いて行われる熊谷、越谷支部パレードの先駆けということで、果たしてどれくらいの人が集まるのか（さらにインフルエンザも流行っている時期で）心配して行きましたが、参加者は約120名（うち川越支部の弁護士は約25名）と予想を上回る盛況ぶりでした。特に、弁護士の顔ぶれの中には、普段本庁のパレードや市民集会等ではお見掛けしないような支部ならではの先生方のお顔もあり、支部でパレードを行うことの良さを感じました。上田月子先生を初め、団員の先生方の地道なお声がけのおかげと思い、頭が下がります。

パレードのコースは、川越駅東口からスタートして、クレアモールという商店街を往復する約2㎞のコースで、長距離ウォーキングといった感じでした。普段、本庁のパレードでは県庁から浦和駅までの片道コースで15分程で終わりますが、今回は14時過ぎに出発して、15時過ぎまで歩きました。おまけにコールをしながらのウォーキングですので、まさに有酸素運動で、日ごろの運動不足を解消できるというメリットもありました。コーラーは、弁護士では、上田月子先生と、最近第一東京弁護士会から登録替えをされたという坂戸の増田智幸先生が担当されました。

クレアモール商店街は道幅が広くないため、パレード中も行きかう人通りと親近感がありました。普段川越で見ることのないパレードを珍しそうに見つめる人もいれば、「いいぞ！」と声を掛けてくれる通りがかりの人などもいて、かなりアピールにはなったかと思います。

今後、引き続いて行われる熊谷、越谷支部パレード、本庁パレードもますます盛り上がっていくことを願って川越パレードを終えました。

参加された先生方、お疲れ様でした。

９条改憲にかかわる弁護士の取組

埼玉中央法律事務所　弁護士　**松苗　弘幸**

2018年度の埼玉弁護士会の副会長を務めてきました。

埼玉弁護士会は、これまで、憲法の恒久平和主義の堅持を求め（2008年5月24日決議）、集団的自衛権・安全保障法制にも反対してきました（2015年5月28日決議）。

また、オール埼玉総行動の実行委員会などとも連携をしつつ、憲法改正問題にも取り組んできたところでしたが、憲法に自衛隊を明記する議論がなされていることに対して、弁護士会として、どのような意見表明をするかということは、2018年度の執行部の課題は複数ありましたが､その中でも大きな課題となっていました。

弁護士会は、強制加入団体であり、様々な意見・価値観を有する会員がおりますが、それでも、2018年10月2日、自衛隊を憲法に明記する憲法改正に反対することを総会で決議しました。

この決議では、自衛隊の方々が、現在も大規模災害時の救助・復旧支援などの活動をされていることは尊重をしつつも､このような活動は、自衛隊を憲法に明記しなくても継続することができるものとして、あくまで法的な観点、恒久平和主義の観点において、自衛隊を憲法に明記することには、大きく４つの危険があると考えてのものして意見を表明しています。

１つ目の危険は、恒久平和主義の観点です。

憲法９条２項で､「戦力」の不保持を規定していますが、これこそが日本国憲法の恒久平和主義の核心条項であり、自衛隊の憲法明記することで、恒久平和主義を根底から覆すことになりかねません。

２つ目の危険は、立憲主義の観点です。

日本国憲法は、本来、国家権力が暴走しないよう抑制するものですが、その国家権力自身が、その権限拡大の方向で変えようとすることは、立憲主義の精神にも反します。なにより、内閣総理大臣の憲法上の権限が強大化しかねません。

３つ目の危険は、基本的人権尊重主義の観点です。

憲法には、我々、国民の基本的人権が規定されていますが、自衛隊が憲法に明記されることで、自衛隊の活動に必要だとして、財産権など国民の基本的人権を制限することを正当化する理由に使われることにもつながります。

４つ目の危険は、国民主権の観点です。

憲法改正手続法の根本的な見直しがなされないまま､憲法改正の議論がなされていることは、情報の偏りを生じさせるものです。ましてや、自衛隊の活動実態に関する情報が十分に開示されているとも言えない状況です。国民主権を維持するためには、適正な情報開示、手続が必要だと考えています。

そして、埼玉弁護士会では、決議を採択するだけではなく、その後に、川越（約 120 名）、熊谷（約 170 名）、越谷（約 120 名）の各支部においてパレード、2018 年度執行部としては、最後に、浦和（約 190 名）での 3 回目のパレードを実施しました。

他の弁護士会では、埼玉弁護士会における決議ほど明確に反対の意思表明をしているところは少なく、埼玉弁護士会、また会務に参加されている会員の弁護士の皆さんが、憲法改正問題に如何に積極的に活動をされているかの現れかとも思っています。

弁護士として働き始めて

弁護士法人高砂法律事務所　弁護士　**山口　祐一朗**

弁護士の山口祐一朗です。さいたま配属として第71期司法修習を終え、この1月から弁護士法人高砂法律事務所において勤務しております。

私は、大学時代に所属していた政治経済学部において、貧困や環境に関する社会問題を学ぶにつれ、実際に様々な問題に苦しむ人々に対して、法的観点から支援できる存在になりたいと考えるに至り、弁護士を目指しました。

現在担当させていただいている事件は、交通事故、保険金支払請求におけるモラルリスク事案、土地の売買における瑕疵担保責任が問題となる事案、離婚、男女トラブル等に関するもので、具体的には、通知書や準備書面等の起案、依頼者との電話対応、訴訟における期日対応を行っております。

弁護士として働き始めて約2か月経ちましたが、同じような内容の事件であっても、修習生の立場から見るのと実際に自分の事件として見るのとでは、責任の重さという観点から、全く別なものです。また、紛争解決を目指すにあたって、適当な弁護方針を検討した上、書面の具体的内容や交渉の仕方に反映させる作業は、非常に難しいですが、やりがいを感じております。

弁護士として働けることに喜びを感じるとともに、新人だからといって物怖じすることなく積極的に活動していきたいと思います。これからどうぞよろしくお願いいたします。

自己紹介と近況のご報告

埼玉中央法律事務所　弁護士　**鍋島　知明**

初めまして、昨年の12月に埼玉中央法律事務所に入所いたしました、修習の期は71期になります、鍋島知明と申します。僭越ながら、簡単に自己紹介と、現時点での近況等を述べさせていただきます。

私は高知県に生まれ育ち、高校卒業とともに上京し、司法試験合格後は、宇都宮でおよそ1年間、司法修習を行っておりました。この埼玉の地で活動をさせていただくのは、初めてのことになります。

私が興味のある法律分野としては、今のところ労働事件、消費者事件、刑事事件といった事件になります。どの事件も依頼者は不利な立場に置かれていることが多いと思いますが、そのような状況を自分の力で何とか変えてあげられるような法律家でありたいと思っています。

さて、近況としましては、弁護士としてのスタートを切ったばかりであって、右も左も分からないような状況ですが、同じ事務所の先生方の相談に同席させていただき、共同で事件を受任させていただくという形で学ばせていただいております。まだそれほど受任事件は多くありませんが、原野商法の事件であったり、受験以来しばらく触れていなかった行政訴訟であったり、さらには国際相続が問題となる事件であったり、様々な分野の事件に取り組ませていただいております。

また、修習地が埼玉ではなく、埼玉ではどのような委員会活動がなされているのかを知らないため、まずはいろいろな委員会の様子を直に見させていただきたいと思い、時間の許す限り、できるだけ委員会にも顔を出させていただいています。

事務所では、幸いなことに先生方も事務員さんも、分からない点を尋ねると、丁寧に教えていただけるので、とてもありがたく感じております。まだまだこれから人として、また法律家として学ぶべきことが多くあると思いますが、私なりに尽力して参りたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

自衛官情報漏えいえん罪国賠訴訟事件

埼玉総合法律事務所　弁護士　**伊須　慎一郎**

1　本件事件の概要

自衛官情報漏洩えん罪事件は、2015年9月2日の参議院平和安全法制特別委員会で、仁比聡平参議院議員が、中谷元防衛大臣（当時）に対し、河野俊克統合幕僚長の訪米時の発言内容を追及したことをきっかけに、防衛省内に訪米議事録が存在するかどうかが問題となったことが端緒である。これに対し、安倍首相、中谷大臣、河野統合幕僚長らは、口を揃えて訪米議事録の存在を否定する裏で、中央警務隊が自衛官（三等陸佐）に自衛隊法違反（秘密の漏えい）の嫌疑をかけ、ポリグラフ検査、実家を含めた3ヶ所の捜索差押、連日取調べ等の違法捜査を行ったという事件である。

訪米議事録には、河野統合幕僚長が米軍高官と会談し、法案が国会に未だ提出されてない2014年12月の時点で、来年（2015年）の夏までには法案が成立する見込みであるとか、オスプレイの危険を煽っているのは一部の活動家だけである等と発言した内容の記載があり、シビリアンコントロールや国民主権の観点からも問題となった。

2　上記自衛官は、政府、防衛省、自衛隊が、国民に対し、訪米議事録の存在を否定しながら、その裏で、自身に嫌疑をかけ、実家にまで捜索・差押をされ、官舎で身の危険を感じたことから、2017年3月、身の潔白を晴らすために、中央警務隊による違法捜査等を理由に、さいたま地方裁判所に国賠請求訴訟を提起した（事件番号は、平成29年（ワ）第650号）。自衛官は、現在も自衛隊に在籍している。

3　上記提訴から、口頭弁論は、平成29年5月26日、同年9月1日、同年10月20日、同年12月15日、平成30年2月2日、同年3月23日、同年5月18日、同年9月7日、同年12月14日、平成31年2月22日と10回開かれている。

当初、被告国は、自衛官に対する捜査が継続中であり、捜査の密行性を理由に、自衛官が国賠請求訴訟を提起すること自体が許されない等と主張していた。被告国は、法廷で、裁判長から捜査の終期と公訴時効との関係をどのように考えているのか指摘されても、曖昧な回答をするのみであった。結局、自衛官は、連日の取調べが終了してから1年半も経過した平成29年8月30日、ようやく東京地方検察庁に送検され、平成29年9月22日に嫌疑不十分で不起訴処分となり、捜査が終了した。そのため、被告国は本件捜査の適法性につき、主張・立証しなければならない立場となった。

4　被告国は、自衛官に対する捜査が適法であったと縷々主張しているが、秘密漏えいの嫌疑の根拠となり、本件訴訟で一番の問題となっている、自衛官が、どのような秘密を漏えいしたのか、情報の特定を一切行おうとしない（なお、被告国は、平成31年2月22日の口頭弁論期日で、これ以上、秘密の主張・立証はしないと明言している）。この点、被告国は、自衛官が漏えいした秘密は、仁比議員が国会で提示した訪米議事録に記載された情報ではなく、統合幕僚長の決済を受ける前の小森3等空佐が作成した文書であると主張しているが、今後、仁比

議員が国会で提示した訪米議事録と、小森3佐作成文書の異動を明らかにしないと答弁している。

しかし、あくまでも、国会に提示された文書は、仁比議員が中谷防衛大臣に示した訪米議事録であり、この訪米議事録と小森3佐作成文書との関係・異同が明らかにならなければ、中央警務隊が嫌疑をかけた自衛隊法違反（秘密の漏えい）の「秘密」が何であったのか、嫌疑をかけられた自衛官にすら全く分からないまま捜査を受けていたということになる。

5　被告国が、安倍首相、中谷防衛大臣、河野統合幕僚長が口裏を合わせて防衛省内に同一のものを確認できなかったと虚偽説明をしたことを、頑として認めない方針のようである。しかし、そうだとすると、河野統合幕僚長は、2015年9月3日の記者会見時に、米軍高官に対し、オスプレイの不安全性を煽るのは、一部の活動家だけであると発言したかどうかにつき、縷々弁解し、実質的には発言を認めていないことからすると、訪米議事録と小森3佐作成文書は全く異なる文書であることになり、ますます自衛官に情報漏えいの嫌疑をかけた理由がないことになる。そのためか、被告国は、本件訴訟が提起されてから2年近くが経過した平成31年2月22日の口頭弁論期日において、自衛官に業務上横領の嫌疑があった等と追加主張をするに至った（ただし、同日の法廷で、被告国は、自衛官に対する取調べにあたり、業務上横領の嫌疑をかけていることを説明していないことを認めている）。

6　このように、被告国の主張は、自衛官が秘密の漏えいを行ったと嫌疑をかけ、捜査を行ったことが適法だと主張しながら、その保護法益である「秘密」が何であったのか、あくまでも隠し通そうとするものであり、被告国が、小森3佐作成文書に記載された、どの情報が実質秘か明らかにできない以上は、公判請求することもできず、そもそも立件する意図がなかったのではないかという疑問を抱かせるものである。今後、原告側は、立件する意思がなかったのに、締め付けのための犯人捜しを行ったという実態だけでなく、被告国の不誠実な応訴態度を踏まえて、「秘密」の不存在＝嫌疑の不存在も合わせて主張･立証していくことになる予定である。

警察における
訓練中の制裁行為による死亡事件

埼玉総合法律事務所　弁護士　**古城　英俊**

1　弁護団

野本、伊須、竹内、古城

2　事件の概要

平成24年6月、県警本部警備部機動隊に勤務していた被害者（当時26歳）が、水難救助部隊のプールでの訓練中に、指導員Aから、訓練とはおよそ評価することができない制裁行為によって死亡した。

死亡した経緯は次のとおりである。プールでの完装泳法の訓練中、被害者が足の痛みから訓練の中断をしようとして水深の浅いところに行こうとしたのを訓練指揮官であるBが通せんぼをして訓練を続行させ、被害者がプールの縁まで泳いで、そこに設置されているラダーをつかむと、指導員Cが被害者をラダーから引きはがそうと被害者の頭付近を足で蹴り出し、その場にいた指導員Dとともに、被害者の指を一本ずつラダーから引きはがした（訓練中にラダーをつかむことは禁止行為とされている）。そして、Bが「真ん中に連れて行け」と指示して、AとDが被害者をプール中央（水深3～5メートル）まで連れて行った。プール中央でAは、被害者の背後から両肩を両手で押さえつけるようにして水中に沈め、被害者が自力で浮上してくると、シュノーケルでの息継ぎをさせないまま4回ほど水中に沈めた。被害者は、Aから沈められるときにはすでにパニック状態に陥っていたが、Aは被害者の表情を確かめることもせずに背後から沈めたのである。当日の訓練責任者Eは、これら一連の制裁行為を黙認し、Aの行為も確認しながら止めなかった。息継ぎができずに何度も沈められた被害者は溺死した。

この事件に至る前から、被害者は、指導員たちの間で、忍耐力、根性がないと評価されていた。また、事件の20日ほど前には、被害者は同様の制裁行為を受けて気を失ったことがある。しかし、指導員らは、このときの被害者について「死んだふり」だと決めつけていた。そのようなことがあって、Aは、被害者に対する怒りから「あいつをやりますよ」「ぶちまわしちゃっていいですか」などと幹部が集まる場で言っていた。

3　刑事事件

Aのみ業務上過失致死罪で起訴された。

Cは直接暴行行為をしているので、Cに対する告訴もしたが、結局起訴されたのはAのみだった。そして、本件はAの故意による暴行行為が原因で被害者が死亡しているので、過失犯ではなく故意犯での起訴を訴えたが、検察官は故意犯での起訴は難しいと判断した。

Aは、公判においても当初は否認していたが、途中から事実を認めるに至った。そして、平成28年9月に有罪（禁錮1年6月、執行猶予3年）が確定した。

なお、判決では、「本件は、あくまで過失責任が問われているものであって、これまで指摘した犯情の悪さをもってしても、被告人を非難できる程度には自ずと限界があり、前科のない被告人を直ちに実刑に処すべき事案であるとまではいい難い。」との判示もあり、裁判所は、

故意責任相当であるとの印象を持っていたのではないかとも思われる。

4　民事事件

被害者遺族は、埼玉県及びＡ～Ｅを被告として、埼玉県に対しては国賠法１条１項に基づき、Ａ～Ｅに対しては民法709条、719条に基づき、損害賠償請求訴訟を提起した。

埼玉県は、国賠法上の責任を負うことは認め、損害額を争い、Ａ～Ｅは共同不法行為の成立を否認して個人責任を負わないと主張した上で、損害額についても争っている。

Ａ～Ｅの個人責任については、故意の職権濫用行為があれば加害者に個人責任が認められると主張し、各被告の行為について、故意の職権濫用行為があることを詳細に主張した。

損害額については、逸失利益の算定基礎収入と生活費控除割合が争点となっている。

Ａ～Ｅの尋問も終え、3月27日に結審した。判決言渡し日は、6月26日である。

和解も試みられ、4月に和解のための進行協議期日が予定されているが、被害者遺族としては、埼玉県を含めた被告らの態度に納得できておらず、また、現時点での和解にメリットを感じていないため、和解しない意向である。

選挙供託金違憲訴訟
～５月24日判決です～

埼玉総合法律事務所　弁護士　鴨田　譲

1 「選挙供託金違憲訴訟」とは？

現在、我が国では、国政選挙に立候補する場合、衆議院･参議院いずれも選挙区で300万円、比例区で600万円という高額の供託金を納めなければならず、しかも、得票数が一定以下の場合には没収される制度になっています（公職選挙法92条、93条）。

埼玉県在住のＡ氏は、平成26年12月14日に行われた第47回衆議院小選挙区選挙に立候補しようと思い、立候補に必要な各種書類を揃え、提出したものの、小選挙区の立候補者に必要な300万円の供託金を用意することができず、供託証明書の提出ができなかったため、同選挙に立候補することができませんでした。

そこで、Ａ氏のように、経済的理由によって国政選挙に立候補できない現行の選挙供託金制度は不当であると考える弁護士有志によって、選挙供託金違憲訴訟弁護団が結成されました（弁護団長：宇都宮健児弁護士）。

そして、衆議院議員の選挙区選挙の供託金300万円を定めた公職選挙法92条１項１号が立候補の自由を保障する憲法15条１項及び議員の資格の平等を規定する憲法44条ただし書き等に違反する憲法違反の規定であり、この違憲の法律に基づき立候補の自由を侵害されたＡ氏は精神的苦痛を被ったとして､Ａ氏を原告、国を被告として、300万円の慰謝料の支払いを求める国家賠償請求訴訟を平成28年５月27日に東京地方裁判所に提起しました。これが「選挙供託金違憲訴訟」です。

2　我が国の選挙供託金制度の歴史

我が国の選挙供託金制度は、大正14年に男子普通選挙制が実施された時から始まります。この制度が導入された表向きの理由は、売名候補者又は泡沫候補者の立候補を防ぎ、選挙の混乱を少なくし、併せて選挙が誠実厳正に行われる点にあるとされていました。しかし、実際は衆議院議員の選挙供託金が当時2000円と高額（当時公務員初任給が年900円）であったことからも明らかなように、無産政党（無産者）の議会への進出を抑制することに真の目的がありました。この制度は新憲法制定後もそのまま残存しました。そして、選挙供託金の金額は、短期間のうちに次々と値上げが行われ、衆議院選挙区選挙では、昭和25年･3万円、昭和37年・15万円、昭和44年・30万円、昭和50年・100万円、昭和57年・200万円と値上がりし、平成４年に300万円となり現在に至ります。

3　諸外国の供託金制度

日本のような供託金制度を当然のものとして考えている方は少なくないかもしれませんが、諸外国の制度を見ると当然のものとは到底言えません。弁護団の調査によれば、OECD加盟国35カ国中23カ国では供託金制度が存在せず、供託金が存在する残り12カ国でも、イギリス下院は約７万円、オーストラリア下院は約８万円であり、日本の300万円や600万円という金額は突出して高額です。また、韓国の選挙供託金額は現在約150万円とかなり高額ですが、か

つて約200万円であったものが、平成13年7月19日に韓国憲法裁判所において、庶民層や若者世代が国会に進出できなくなり、真摯な立候補の意思をもつ国民の立候補の自由と有権者の選択の自由を侵害するとして違憲判決が下され、現在の150万円に値下げがなされています。

4　我が国における貧困と格差の広がりと立候補の自由の侵害

周知のとおり、我が国の貧困と格差の広がりは深刻です。平成24年の相対的貧困率は16.1%、非正規労働者は約2000万人、年収200万円以下の低賃金労働者が9年連続で1000万人を超えています。また、年金だけでは生活できない高齢者が急増しており、国民健康保険料を支払うことができない世帯が、平成27年には約336万世帯（全世帯の16.7%）に上っています。同年における貯蓄ゼロ世帯は全世帯の30.9%に上り、約1500万世帯が貯蓄ゼロで生活していることになります。平成27年12月の生活保護利用者は約216万人に上ります。

このような貧困と格差が拡大している現状を考えれば、選挙区300万円、比例区600万円と

いう選挙供託金制度は、数千万人の国民から立候補の自由という重要な権利を奪う可能性のあるものといえます。

5　判決言渡日は5月24日です

平成28年5月に提訴した本訴訟ですが、12回の口頭弁論期日を経て、本年2月27日に結審し、5月24日15時から東京地裁103号法廷で判決言渡しがなされます。市民の政治参加を拒んでいる選挙供託金制度を現状のまま放置しておいて良いのか、日本の民主主義にとって重要な司法の良識が問われる判決になります。

ハンセン病家族訴訟
～結審・そして判決へ～

弁護士法人川越法律事務所　弁護士　**田村　有規奈**

1　ハンセン病家族訴訟について

ハンセン病の元患者らが、国の誤った隔離政策について謝罪と賠償を求め闘ったハンセン病国賠訴訟。2001年5月の熊本地裁での全面的勝訴判決、そして国の控訴断念による判決の確定から15年が経ち、2016年2月、ハンセン病元患者らの家族568名が、国の誤った隔離政策により家族も被害を被ってきたと熊本地方裁判所に提訴しました。

提訴の際、私は司法修習生でしたが、早いもので今年は弁護士3年目に入り、ハンセン病家族訴訟も2年10ヶ月の審理を経て昨年12月に結審を迎えました。今年の5月31日が判決期日です。

2　ハンセン病家族の被害

熊本地裁に提訴した原告は、北は北海道から南は沖縄まで、様々な場所で暮らしています。埼玉にも、多くの原告がいます。しかし、提訴した原告は実際にはごく一部で、元患者らの家族は数千人規模で存在するはずです。それなのに、私たちは、「私の家族はハンセン病でした。」という人に出会ったことはありません。それは、家族たちが、差別・偏見を恐れて、身内にハンセン病患者がいるということをひた隠しにしてきたからです。

私自身、この訴訟に関わるようになるまで、ハンセン病問題は2001年の勝訴判決で解決した過去のものだと思っていました。しかし、弁護団に参加して、原告からの聞き取りを重ね、陳述書する過程で、原告さんが送ってきた、壮絶な人生を知り、ハンセン病問題が全く終わっていないことを知ることになりました。

1　地域での村八分

幼い頃に父や母を療養所に強制収容された原告は、経済的補償もなく、極貧の状態を強いられた方がほとんどです。

それだけではなく、強制収容の際、保健所の職員等によって自宅は真っ白に消毒され、「あの家からハンセン病患者が出た」というレッテルが近隣住民に植え付けられました。その日から、「遊んでくれる友達が誰もいなくなった」「教室で一人だけ机を離された」「『寄るな、うつすな。』と菌扱いされた。」「いじめを相談した学校の先生に『あなたはいつまでここにいるの？』と言われた。」などと、地域でのけ者にされる生活が始まります。国が行った「無らい県運動」という徹底したハンセン病隔離政策の課程で、ハンセン病が感染力が非常に強い恐ろしい病気であるという刷り込みが行われ、家族も患者予備軍として忌避されたのです。

多くの原告は、地元で暮らすことができなくなり、日本各地に散り散りになり、原告ら家族は引き裂かれることになりました。

2　結婚差別

原告の多くが、身内にハンセン病患者がいるということを知られたために破談を経験しています。恐ろしいことに、現在でも、家族訴訟の原告になったことをきっかけに、親がハンセン病歴者であることを配偶者に知られてしまった30代の原告が、いきなり離婚を突きつけられ

るということがありました。その理由は、「お前とは子どもをつくれない。」「子どもがハンセン病になる。」というものです。

原告は、ハンセン病の家族に過ぎず、ハンセン病を発症したことすらありません。そのような原告と子どもをつくることを恐れるというすさまじい偏見が現在もなお存在しているのです。国が行った強制隔離政策の影響が、今日まで残存していることを思うと、国家権力の恐ろしさを痛感します。

3　秘密を抱え続けること

原告の多くは、偏見・差別を避けるため、身内にハンセン病患者がいるということを自分の家族にすら伝えていません。そのため、療養所にいる自分の親のことを、既に亡くなっていると嘘をつかなければいけなかったり、葬式に参列することすらできなかったり、家族の話題が出るのを恐れて親しい友人をつくれなかったり、結婚することを諦めたりと、人生のあらゆる場面で被害を被っています。

ある原告さんは、そんな自分の人生を「薄氷の上を踏むように生きてきた。」と表現されました。自分の親がハンセン病であると知られたらたちまち社会での居場所を失ってしまう、そんな大きな秘密を抱えながら生きることのつらさは、想像を絶するものです。

3　被告国の主張

被告国は、訴訟で明らかになった家族の被害について、「社会通念上無視できるものである」「仮に家族が何らかの被害を被っていたとしても、国の強制隔離政策は患者を対象にしたものであり、家族を対象にしていないから、国には責任はない。」等と主張しています。

それでは、原告がこのような人生を歩まなければならなかった責任はどこにあるのでしょうか。国の対応はあまりに無責任だと思います。

4　判決・そしてその後の社会に向けて

5月31日に判決がありますが、仮に全面的に勝訴したとしても、ハンセン病問題が解決する訳ではありません。2001年の国賠訴訟の後も、ハンセン病元患者が熊本県の温泉ホテルに宿泊しようとしたところ、ハンセン病元患者であることを理由に宿泊を拒否する事件が起きました。このことがマスコミに報道されたことをきっかけに、療養所に全国から、「身の程を知れ」「ハンセン病患者と一緒に温泉に浸かるなどできるはずがない」「豚の糞以下の屑」などといった誹謗中傷の葉書が届きました。差別・偏見は人の心の中にあり、簡単に払拭できないのです。やっとの思いで提訴をし、闘って勝訴を勝ち取った原告の無念を思うと、あまりに残酷な事件です。

国が徹底した隔離政策を推し進めた結果、ハンセン病家族を社会から排除する直接の加害者となったのは、私たち一般市民でした。正しい知識を知ろうとせず、自分には関係のないことだと無関心のままでいれば、自分も差別者になってしまうかもしれないということに気づかされます。

まずは、ハンセン病家族の思いを知ってほしい、声に耳を傾けてほしいという思いで、判決、そしてその後の社会に向けて、いろいろな場所で講演や集会を行うことができたらと考えています。

入管法改正と外国人労働者受入れ政策について

弁護士法人川越法律事務所　弁護士　**樋川　雅一**

1　近時の動き

政府は、2018年6月15日、経済財政諮問会議の答申を経て、「骨太の方針2018」を閣議決定した。同方針では、人手不足の現状に鑑みて、就労を目的とする新たな在留資格を創設し、外国人労働者の受入れを拡大することが初めて表明された。そして、これを受けて、就労可能な新たな在留資格として「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設し、入国管理局に代えて「出入国在留管理庁」を創設すること等を内容とする入管法改正法案が秋の臨時国会に上程され、衆議院通過の後、12月8日未明、参議院本会議で可決・成立した。

政府は、介護、外食、建設、造船･船用工業、農業、宿泊、飲食料品製造業等の14分野において、向こう5年間で最大34万5000人の外国人労働者がこの新しい在留資格で就労する見込みとしており、今後、外国人労働者が急増することは確実な状況にある。

2　従来の外国人労働者受入政策

これまでの日本の外国人労働者受入政策は、専門・技術的分野の労働者は積極的に受け入れる一方で、非熟練（単純）労働者は受け入れないという建前をとるものであった。

しかし、現実には、アルバイトを行う留学生、研修生・技能実習生、オーバーステイ労働者の黙認といった方法で、多くの外国人が非熟練分野において、日本の経済を支えてきた。留学生は、資格外活動許可を得て、週28時間を上限として就労することができるものの、本業は勉学であり、労働者として来日しているものではない。また、技能実習生は、その実態は安価な非熟練労働力として利用されているものの、政府のいう制度目的は日本の技術を習得してもらい母国へ持ち帰ってもらうことにあり、やはり労働者として受け入れられているものではない。

このように、政府の立場からすると、留学生も技能実習生もいずれも正面から「労働者」として受け入れているわけではなく、こうした受入れは、いわばサイドドア・バックドアからの受入れであったといえる。

3　今回の入管法改正

今回の入管法改正では、3年間の技能実習を修了した者、または、試験によって一定の技能及び日本語能力が証明された者については、在留資格「特定技能1号」が許可され、上記の14分野において、最長で5年間就労できることとなった。これは、非熟練労働と専門・技術的分野の中間にあたる外国人労働者の受け入れを正面から認めるもので、既にみた従来の政策を大きく転換するものとなっている。

しかしながら、今回の入管法改正は、数多くの労働関係法令違反及び人権侵害をもたらし続けてきた技能実習制度を維持したまま、その延長線上に「特定技能1号」を創設するものである。すなわち、技能実習制度は、①技術移転による国際貢献という制度目的と、安価な非熟練労働力受入れという実態の大きな乖離、②送出し国と日本におけるブローカーによる中間搾

取、③職場移転の自由がなく、不満を言うと強制的に帰国させられることにより、実習生が不服申立てできないといった様々な構造的問題が発生している極めて問題のある制度である。

また、「特定技能１号」は、家族の呼び寄せが認められておらず、３年から５年間の「技能実習を修了し、そこから移行する者の中には、最大で10年間、配偶者や子と離れて出稼ぎ労働をする者が出てくる。さらに、家族の呼寄せが可能で、永住への途が開かれているとされる「特定技能２号」については、現状、建設及び造船・船用工業というわずか２分野しか認められておらず、家族帯同や定住化への途は極めて狭き門となっている。

なお、これまで法務省の内部部局であった入国管理局の法務省外局への格上げ（公安審査委員会及び公安調査庁と同格）についても、長期にわたる入管施設への収容、施設内での死亡事故・自殺の多発、世界的に極めて低い難民認定率・認定数（2017年は20人）といった問題を放置したまま、外国人の「在留管理」を強化するものであり、「共生」の視点が見られない。

4　まとめ

現在、夜間のコンビニや牛丼チェーン等の飲食店を支えているのは留学生である。また、我々が日常的に食べているスーパーやコンビニのお弁当製造、「メイドインジャパン」の衣類の縫製、建設現場、農業・漁業などの現場は技能実習生が支えている。超少子高齢化社会において、我々の生活は外国人労働者なしには維持できなくなっている。

そのようななかで、外国人を「短期的な労働力として受け入れ、数年後には帰国させ、また新しい外国人を受け入れるというやり方（短期ローテーション）を続けることは、外国人労働者の使い捨てに他ならない。いうまでもなく、日本にやってくる外国人労働者は、単なる「労働力」ではなく「人間」である。この視点を欠いたまま、家族帯同や定住化を認めない現在の方針は極めて問題が多いものである。

埼玉は、外国籍住民数及び外国人労働者数が、いずれも全国第５位の県である。団支部としても、外国人労働者の労働問題のみならず、非正規滞在者、難民等の幅広い問題に積極的に取り組むべきであると考える。

給費制問題の現状

2019年3月13日

弁護士法人川越法律事務所　弁護士　**上田　月子**

1.　71期司法修習生から、修習給付金制度が出来､不十分ながら給費制が復活した。しかし、修習給付金制度創設の立役者である新65期から70期までのいわゆる谷間世代に対する不公平な現状に対して、国からはいまだに何らの施策も取られていない。

2.　昨年の通常国会の会期中、日弁連の司法修習費用対策本部および各単位会は、新65期の貸与金返済を目前にして、返済猶予の法案を通すべく熱心に議員要請を行ったが、法案を通すことはできなかった。そのため、谷間世代の貸与金返済は始まってしまっている。

3.　日弁連は、昨年5月25日の定期総会で、谷間世代が経済的負担や不公平感等によって法曹としての活動に支障が生じることのないよう、引き続き国による是正措置の実現を目指すこと及び当連合会内で可能な施策を早期に実現することに力を尽くす旨の決議を行った。

4.　この決議を受けて、今年3月1日の日弁連臨時総会において、日弁連は、谷間世代に対して20万円を給付するという規定を制定した。この制定過程において、産休・育休その他の事情で弁護士登録を一時抹消し、登録期間が5年に達しない者を切り捨てる規定であることが明らかとなった。これに疑問を感じた新65期が「賛成しようと思って来たが、今では反対しようと思っている」旨堂々と少数者を切り捨てることは間違っていると発言し、68期の谷間世代はやり方が分からないながらも動議をとにかく提出し、100名以上の賛同を集めた。最後には、司会者も動議提出者に助け船を出す形で文案修正し、見直しはしないと言い切っていた執行部も態度を変え､例外を認める形に収まった。

5.　各単位会においても、続々と谷間世代のための会内施策が取られている。埼玉弁護士会では、2月26日の臨時総会で、一般会計から10万円、共済金を半額取り崩して20万円、計30万円の給付を可決した。共済金の取り崩しには定足数3分の2、さらにその中で3分の2の賛成多数という特別決議が必要であったが、この要件をクリアしての可決であった。

6.　対象者数の少ない鳥取県や大分県では、年額12万円を10年間、総額120万円の支給が決定されている。静岡県のように、会務に参加するか否かによって支給額に差をつける単位会もある。現在、14単位会で会内施策が取られており、給付と会費減額はおよそ半々である。

7.　これで、日弁連の総会決議の2本柱の1本である、当連合会内で可能な施策の早期実現が達成されつつあることになるので、もう1本の柱である、国による是正措置の実現に力を注ぐ段階に来ている。日弁連の司法修習費用対策本部では、谷間世代内での平等を図ることができる施策を国に対して求めて行くべく、たたき台を作り、プロジェクトチームで具体化しているところである。

8.　給費制問題は奇跡的と言われる修習給付金の創設で終わりではない。少数者を切り捨てて終わりにしてはならないのは勿論であるが、谷

間世代は法曹人口の４分の１を占めており、少数者ですらない。今年２月７日に衆議院第一議員会館で行われた「若手法曹のより積極的なチャレンジを応援する院内意見交換会」においても、議員の本人出席が26名、秘書による代理出席が76名、参加者は合計232名にのぼった。国会議員からの応援メッセージも上記意見交換会の時点で258名にのぼっている。

9.　谷間世代に対する会長声明も、全単位会中、出ていない単位会はわずか８単位会というところまで来た。国会議員の中での谷間世代問題の認知度も高まって来ているが、今後ますますこれを高め、ビギナーズネット、日弁連司法修習費用対策本部、各単位会とで協力しあって、今のところはまだ動かざること山のごとしの日弁連執行部を動かし、国からの施策の実現を早期に勝ち取りたいと思う。